

令和元年度冬季無災害運動実施要領

令和元年11月7日
富山労働局

1 目的

富山県内においては、冬季（12月から翌年2月までの3か月間をいう。以下同じ。）に気温が氷点下になり、降積雪があるなど地域特有の労働災害のリスクが高まる状況にある。

平成30年12月から平成31年2月までの期間における休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）は278人で、前年同期の420人に比べて約34%減少しているものの、平成26年から平成30年の冬季における死傷者数は平均して320人であり、その年の気温や積雪量により増減するが、例年、労働災害が多発する傾向にある。また、これらのうち、約39%を転倒災害が占めている。

これらのことから、冬季における転倒災害などの労働災害を防止するため、下記のとおり「冬季無災害運動」を実施する。

2 取組期間

令和元年12月1日（日）から令和2年2月29日（土）までの91日間とする。

3 主唱者

富山労働局、富山・高岡・魚津・砺波の各労働基準監督署

4 実施者

全業種の事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体に対する協力要請
- (2) 集団指導及び監督、個別指導時の指導
- (3) ポスター等の作成、配付
- (4) ホームページによる広報

6 事業者の実施事項

- (1) 凍結・積雪による「転倒」災害防止対策の徹底
- (2) 車等のスリップによる「交通事故」防止対策の徹底
- (3) 除雪車・除雪機による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策の徹底
- (4) 屋根などの除雪作業中の「墜落・転落」災害防止対策の徹底